

議 事 録

会議名	令和2年度第3回寒川町下水道運営審議会（書面会議）																						
日 時	令和3年1月12日（水）	開催形態	－																				
場 所	－																						
出席者 （回答者）	【委 員】 中川委員、青木委員、吉田委員、村本委員、西村委員 猿渡委員、升水委員、臼井委員、中内委員、武藤委員 郷原委員																						
議 題	（１）公共下水道使用料の見直しについて （２）答申書案について																						
決定事項	－																						
議 事 （回答記録）	※資料１～３を各委員に通知。回答は委員１１名中１１名。 書面会議による開催のため回答をもって出席と扱う。 寒川町下水道運営審議会条例第５条の規定を満たす。 （１）公共下水道使用料の見直しについて 資料１により見直し案Ａ～Ｃ案を提示。そのうち１つを選択しその意見を求めたところ次の結果となった。 <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 5</td><td>R 7</td><td>(回答)</td></tr><tr><td>A 案</td><td>5.6%</td><td>13.2%</td><td>13.2%</td><td>4 名</td></tr><tr><td>B 案</td><td>5.6%</td><td>18.0%</td><td>8.5%</td><td>2 名</td></tr><tr><td>C 案</td><td>10.7%</td><td>10.7%</td><td>10.7%</td><td>5 名</td></tr></table> 各案の意見 A 案（４名） １ R3 年度は、コロナ禍での各家庭、各企業の厳しさから低率で。R5,7 年度は、年による変動をあまり大きくせずに、平準化したほうが受け入れられやすいのではないか。 ２ 金額的な負担が平均的に上がり良いのではないかと。町民が納得できる説明、周知を徹底する必要がある。受益者負担と健全な運営のためとしていますが、急な負担増には対しては、それだけの理由では説明できない。丁寧な説明が町民の方に必要。 ３ 新型コロナウイルスの影響を鑑み、令和３年度の大幅な上げ率（C				R 3	R 5	R 7	(回答)	A 案	5.6%	13.2%	13.2%	4 名	B 案	5.6%	18.0%	8.5%	2 名	C 案	10.7%	10.7%	10.7%	5 名
	R 3	R 5	R 7	(回答)																			
A 案	5.6%	13.2%	13.2%	4 名																			
B 案	5.6%	18.0%	8.5%	2 名																			
C 案	10.7%	10.7%	10.7%	5 名																			

	案) はご理解いただきづらいと考えます。また、率そのものも時勢を鑑みた議題となってしまう為、「新型コロナウイルスの関係で、本来であればすぐにでも 100% を目指して引き上げるべき」だが、来年度は「最低限の引き上げ率」とし、以後均等に割り振る」が、最も説明しやすいと考えます。 4 R3 年は当初の諮問の内容を尊重して 5.6% とする。コロナの状況が読めないという点でも、5.6% にとどめておく方が良いのではないかとと思われる。R5 年と R7 年は均等に 13.2% ずつとする。B 案だと R5 年に一気に 2 割近く上昇するので、R5 年、R7 年とで均等に分ける方が良いと思う。 B 案 (2 名) 1 新型コロナウイルス感染症の影響が今の時点では判らないが、経営の補填は早くしなければならない。経営見直しを含め B 案を接案します。 C 案 (5 名) 1 毎回均等の方が町民に分かりやすいし、早期の経営改善にも資する。 2 A 案、B 案ですと令和 5 年度に令和 3 年度改定率の倍以上となるため住民感情的にも均等割りが良いと考えます。近隣市町における直近の改定率も 10% 前後が多いため。 3 安心・安全なライフライン整備には、それに伴う費用が発生するのが当たり前ののだという発想を、どのようにすべきかを論ずるほうが妥当ではないか。 (2) 答申書案について 一部文言修正の意見あり → 答申作成の素案に反映
資 料	・ 各委員への通知文 ・ 書面会議次第 ・ 資料 1 寒川町公共下水道事業経営戦略 (概要版) ・ 資料 2 使用料改定パターン (A ~ C 案) ・ 資料 3 答申書 (案)
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	(書面会議による回答記録のため承認不要)

令和2年12月18日

委員各位

寒川町都市建設部下水道課長

令和2年度第3回寒川町下水道運営審議会の中止に伴う書面による意見
聴取について（通知）

師走の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より寒川町の下水道事業につきまして、特段のご指導とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度第3回寒川町下水道運営審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。

代替えとして、書面による意見聴取を行わせていただきます。

つきましては、資料1～3をご確認の上、別紙（意見書）に必要事項をご記入いただき、令和3年1月12日までに電子メール、郵送などによりご提出いただきますよう、お願いいたします。

電子メール：メール本文に直接入力し gesui@town.samukawa.kanagawa.jp 宛まで
郵 送：別添の返信用封筒にてご返送ください

1 意見対象の内容

（1）公共下水道使用料の見直しについて

今後の使用料改定の時期、改定率について、第2回審議会のご意見、また、使用者への負担緩和という観点から、令和7年度までに3回使用料改定を行うことが適切と考え、別紙（資料2）のとおり3パターンの使用料改定（案）を作成いたしました。

2 その他

（1）経営戦略の策定手続きについて

前回、経営戦略概要版の裏面【図6】の中で、今後の使用料改定回数が2回となっていること。また、令和7年度2回目の使用料改定率が26.5%となっている点につきまして、多くのご意見をいただきました。

この点については、令和3年改定率分5.6%を含め、現在、赤字繰入金として、下水道を使用していない方の税金を含んだ繰入金にて補填されています。「汚水は私費」の観点からも、早い段階で本来の姿に戻す必要があることから、目標として26.5%の改定率といたしました。

また、経営戦略は使用料改定における資料の一つと考え、あえて目標値として、2回での使用料改定とすることといたしました。

しかしながら、第2回審議会の中で使用料改定にあたっては、経営戦略で示した改定

率、改定時期等にこだわらず、今後審議会にて使用料改定を審議する際、検討していくお話をさせていただきました。

本編の修正等、事務作業上、ここでいったん内容を確定させる必要もあることから、この点につきまして、確定したものではないことを明確に示すため、【図6】に※を設け説明文を記載いたしました。（資料1）

なお、令和7年度までに、経費回収率を100%にすることを目標とさせていただいている点に変更はございません。

（2）答申書（案）について

以前審議会の中で答申書（案）を作成するお話をいたしました但、ご審議のたたき台としての（案）文（資料3）を作成しましたのでご覧ください（次回以降、ご意見をいただくことを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。）。

※ 送付資料

資料1 寒川町経営戦略概要版（案）

資料2 使用料改定パターン

資料3 答申書（案）

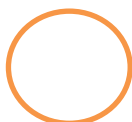
事務担当は、都市建設部下水道課管理担当

電話 0467-74-1111 内線 337,338

電子メール gesui@town.samukawa.kanagawa.jp

意見書

(1) 公共下水道使用料の見直しについて、A、B、C どの案が良いか



をしてください。

A

•

B

•

C

意見等

氏名 _____

- ※ 経営戦略の内容など疑問点がございましたら、ご連絡いただきますようお願いいたします。
- ※ 今回いただきました意見等につきましては、後日取りまとめのうえ会長確認後、皆様に結果をお送りさせていただきます。
- ※ 今後の審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症防止からも当面は書面による意見聴取を中心に行ってまいりたいと考えておりますが、使用料改定率を決める際など、重要な局面においては、ご参集による審議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

令和２年度第３回寒川町下水道運営審議会 書面会議次第

期 間 令和２年１２月１４日（月）～
令和３年１月１２日（火）

１ 議 題

- （１）経営戦略の策定手続きについて
- （２）公共下水道使用料の見直しについて

1.経営戦略策定の目的

人口減少、施設老朽化等、公営企業の経営環境が厳しさを増す中、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。

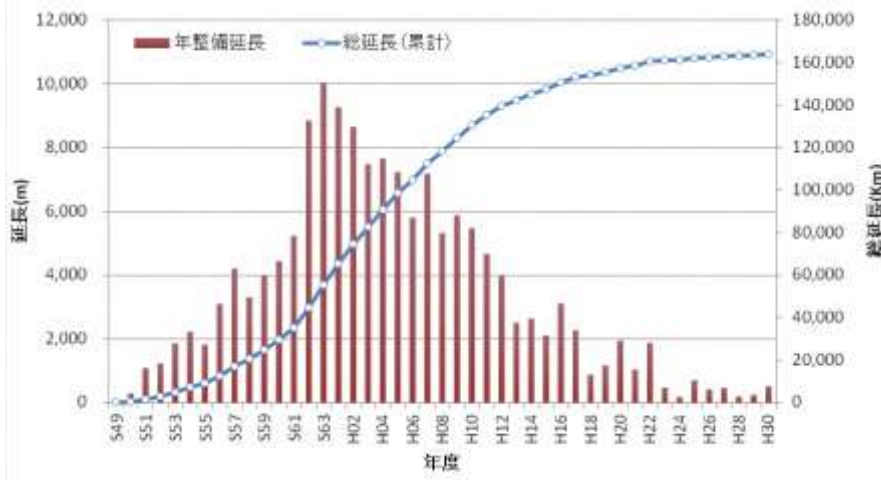
今後の経営環境の変化に対応するため、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための中長期的な経営の基本計画として、「寒川町公共下水道事業経営戦略」を策定するものです。

◎ 計画期間は 2021（令和 3 年）～2030（令和 12 年）の 10 年間

2.下水道事業の現状と課題

寒川町の公共下水道は、相模川流域下水道に接続する流域関連公共下水道として、昭和 49 年度に整備を開始、昭和 59 年 4 月に供用を開始しました。

(1) 管渠整備の状況



◎整備率（平成30年度末）

全体計画区域		
923ha		
整備済み		
汚水管	767ha（約83%）	約146km
雨水管	532ha（約58%）	約17km

◎汚水普及率（平成30年度末）
処理人口 45,256人（行政人口48,581人）
普及率 93.2%

■施設の老朽化■ 現時点で耐用年数（50年）を超過している下水道管等はありません。今後は過去に集中的に整備した施設の更新費用の増大リスクへの対策が必要になります。

(2) 経営の状況

➤ 下水道使用料は、水洗化人口の増加を受け緩やかですが増加傾向が継続しています。ただし今後は人口の減少や節水の影響により使用水量の緩やかな減少が予想されるため、料金収入も減少に転じることが考えられます（図1）。



図1 使用料金の推移

- 下水道事業は、污水私費（使用料）、雨水公費（税金）の負担原則により、事業の経費を賄っています。
- 使用料金について経費回収率※は約75%（相模川流域関連市町平均101.1%）です。その差額は一般会計からの繰入金（下水道を使用していない方も支払っている税金）により補てんしています。本来賄うべき使用料の水準について、検討する必要があります（図2）。

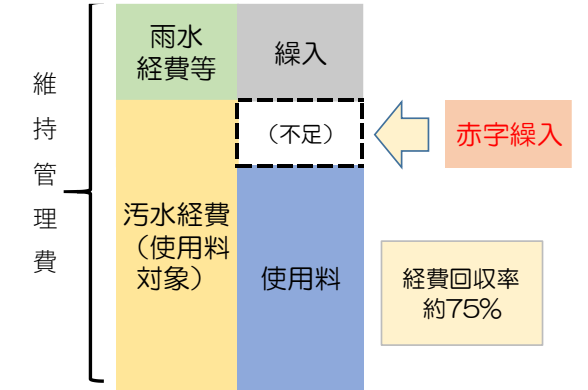


図2 経費と使用料

※ 1㎡あたり150円基準（総務省）に対する使用料単価の割合（寒川町約113円/㎡）。
収納率（H30/約99%）とは異なります。

- 一般会計繰入金は、近年は利子償還の減少に伴い減少傾向です。しかし、今後施設の維持管理費の増加が予定されることから、使用料の見直しなど繰入金の適正化が必要です（図3）。



図3 一般会計繰入金の推移

■収益確保について■ 近隣市町と比べても現状の財政基盤が弱いといえます。独立採算を原則とした企業経営を行うために、合理的な収益改善の取組みが求められます。

- 借入残高は平成30年度末で約61億円。平成27年度に比べ約7億円減少しました。（図4）。

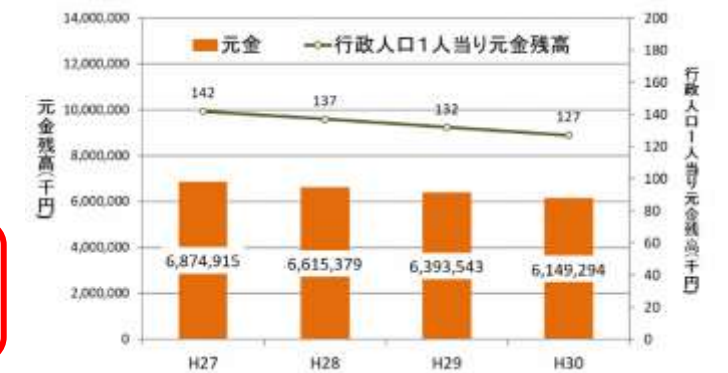


図4 借入残高

■企業債発行■ 将来世代への負担と財政が均衡するよう注視する必要があります。

3.経営の基本方針

基本方針

I.快適な暮らしの実現	健康で快適な生活環境と広域的な水質保全
II.安全で安心なまちづくり	非常時における対策を策定し実施
III.事業継続性の確保	計画的な改築を行い、また健全な下水道経営
IV.水資源の循環	雨水浸透施設の整備

4.投資計画

本経営戦略では、主な事業について投資額を以下のように整理しました（図5 支出グラフ）。

- **改築更新事業**：ストックマネジメント計画に基づき、下水道管等の改築更新事業を実施して行きます。
- **耐震化事業**：避難所等からの排水を受け持つ下水道管等についての耐震化を進めます。
- **雨水整備事業**：現在事業実施中の排水区を対象に整備を進めていきます。

【ストックマネジメント計画による効率的な施設管理】

下水道を持続的安定的に利用できるように、効率的な施設管理を進めていきます。

5. 投資・財政計画

(1) 下水道使用料金

今後は経費回収率を100%とするために、令和3年度に約6%、その後令和7年度に約26%の2段階での使用料改定を検討します(図5・6)。検討にあたっては社会情勢や使用者への負担などの要素を踏まえ、慎重に進めてまいります。

(2) 一般会計繰入金

今後の繰入額は、使用料金改定による収入増（前掲、図 2 の赤字不足分）を見込むと、赤字繰入以外にも含めた全体額で現況（平成 30 年度実績、約 4.7 億円）以下で推移することが予想されます（図 6）。

(3) 将来収支について

将来収支のイメージ図を次のとおりまとめます（図5）。

ストックマネジメント計画に基づく維持管理費の増加に対し、本来まかなうべき料金改善を図り、将来に向けた経営基盤の安定を図ります。

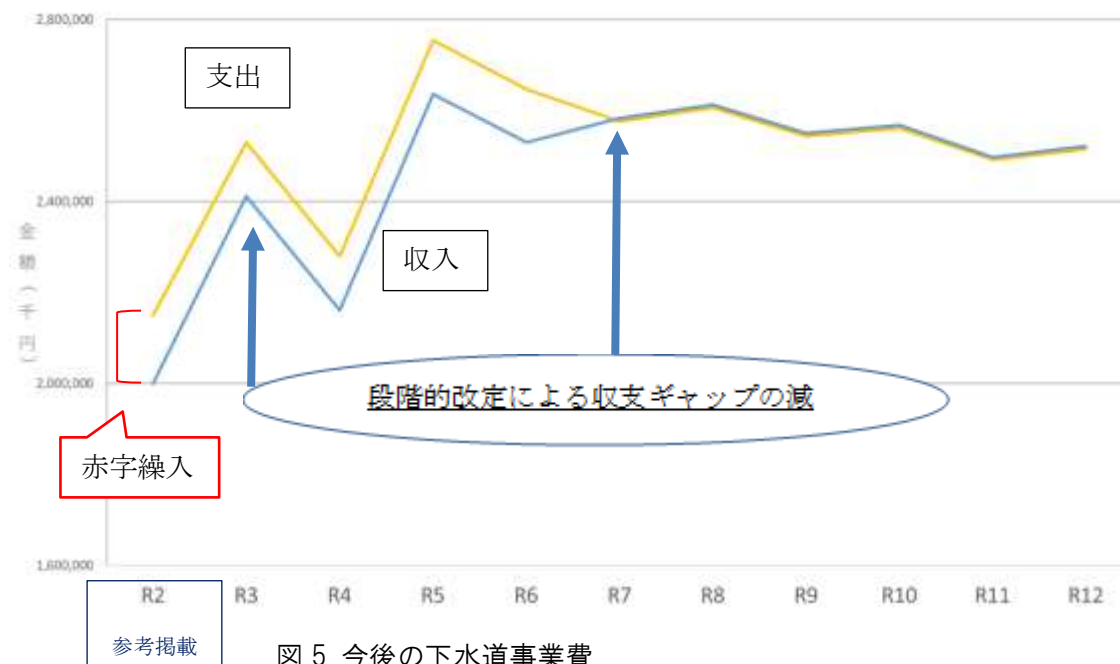


図 5 今後の下水道事業費

【財政基盤の強化】一般会計からの補てんに頼らないことはもとより、経費節減や普及率の向上、使用料金の適正化に努めてまいります。

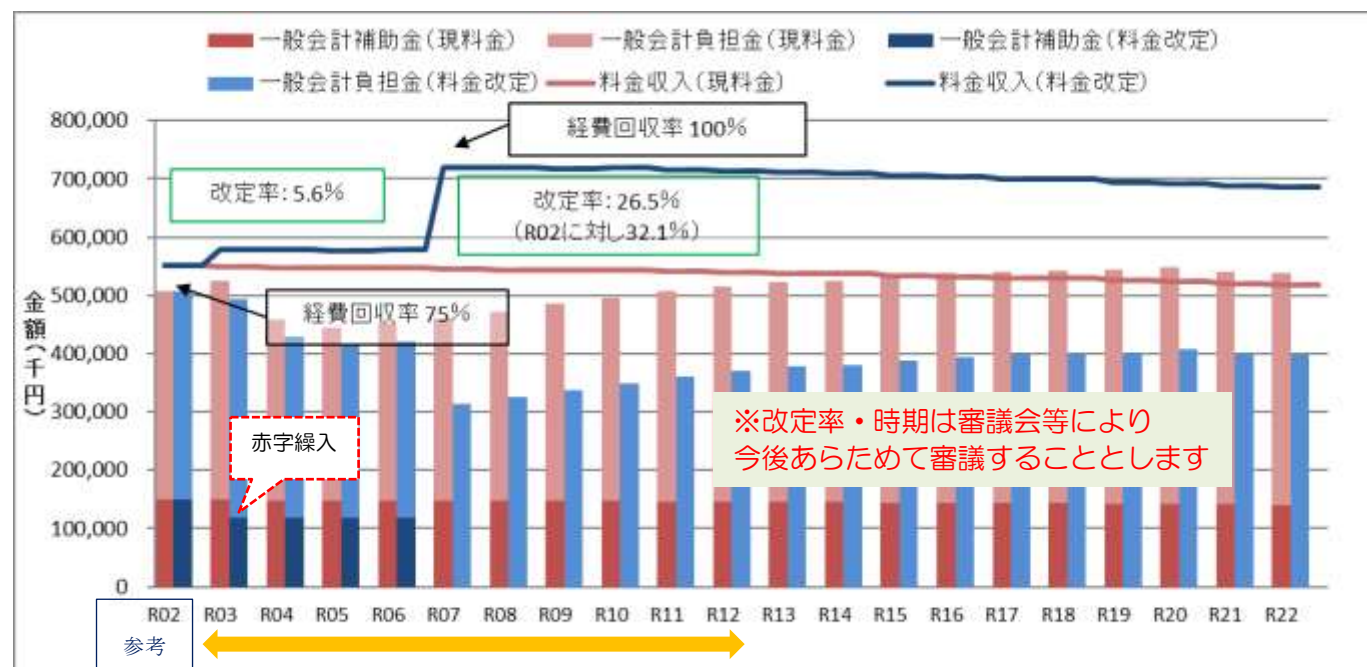


図6 一般会計繰入金と下水道使用料

(4) 企業債

- 借入額

改築更新事業により令和 3・5 年度に 6 億円
まで増加。その後は約 4.5 億円でほぼ一定。

- 借入残高

令和２年度時点で約５６億円ですが、改築更新等に伴う借入が増加することから、将来負担が必要最小限となるように努めます。
（図 7）。



図7 借入、残高の推移

【将来負担の削減】将来負担が過度とならないように発行の平準化を図ります。

6. 効率化・経営健全化の取組

- 人材に関して、今後は建設、維持管理、経営等幅広い知識が必要となることから、各種研修会に積極的に参加し、職員の育成、技術の継承、資質の向上に努めます。
- 広域化・共同化については、近隣自治体と下水道管等の維持管理における可能性を検討していきます。
- 情報公開については町のホームページにおいて、経営状況等について公表していきます。

7. 経営戦略の事後検証

この経営戦略の進捗管理は各年度末及び決算時に行い、中間見直しを令和7年度までに行います。

また、経営戦略の進捗状況が大きく乖離した場合や投資、財政の条件が大幅に変更となった場合には、途中年度においても見直しを行います。

8.まとめ

今後の下水道事業は、人口減少社会の到来による使用料収入の減少が危惧される中、過去に建設した大量の施設更新が求められる等、経験したことない厳しい経営環境となることが予想されます。このような状況の中、一般会計からの多額の補助金に頼らず、継続して安定したサービスを提供するために、今後は適正な料金収入を確保することで、経営基盤の強化と効率的で安定した下水道経営を目指します。

A 案 < R 3 年度 5. 6 % > < R 5 年度及び R 7 年度 1 3. 2 % >

資料 2

→ R 3 年度を従来からの 5. 6 % に設定、R 5 及び R 7 で残りの率を均等に割り振り。

10%税込			現在		R3年 5.6%		R5年 13.2%		R7年 13.2%
2 か月 一般家庭	1～2人 世帯	25m ³	2,456	➡	2,603	➡	2,917	➡	3,252
					6.0%		12.1%		11.5%
	3～4人 世帯	60m ³	6,333	➡	6,734	➡	7,515	➡	8,395
					6.3%		11.6%		11.7%
2 事業 月者	中口 排水者	500m ³	81,265	➡	85,934	➡	96,527	➡	107,637
					5.7%		12.3%		11.5%
	大口 排水者	1, 000m ³	183,345	➡	193,954	➡	217,637	➡	242,827
					5.8%		12.2%		11.6%

経費回収率	約75%	➡	約80%	➡	約90%	➡	100%
-------	------	---	------	---	------	---	------

(単位：円)

B 案 < R 3 年度 5. 6 % > < R 5 年度 1 8. 0 % > < R 7 年度 8. 5 % >

→ R 3 年度は 5. 6 %、R 5 年度の 1 8. 0 % と合わせて回収率約 9 3 %（神奈川県内全市町平均）

を目指す。その後、R 7 年度に残りの率を設定。

10%税込			現在		R3年 5.6%		R5年 18.0%		R7年 8.5%
2 か 月 一 般 家 庭	1～2人 世帯	25m ³	2,456	➡	2,603	➡	3,031	➡	3,252
					6.0%		16.4%		7.3%
	3～4人 世帯	60m ³	6,333	➡	6,734	➡	7,805	➡	8,395
					6.3%		15.9%		7.6%
2 事 業 者	中口 排水者	500m ³	81,265	➡	85,934	➡	100,557	➡	107,637
					5.7%		17.0%		7.0%
	大口 排水者	1, 000m ³	183,345	➡	193,954	➡	226,617	➡	242,827
					5.8%		16.8%		7.2%

経費回収率	約75%	➡	約80%	➡	約93%	➡	100%	(単位：円)
-------	------	---	------	---	------	---	------	--------

C 案 < R 3 年度・R 5 年度・R 7 年度 1 0 . 7 % >

→ R 3、R 5、R 7 年度それぞれ改定率を均等に割り振り。

10%税込			現在		R3年 10.7%		R5年 10.7%		R7年 10.7%
2 か月 一般家庭	1～2人 世帯	25m ³	2,456	➡	2,722	➡	2,986	➡	3,252
					10.8%		9.7%		8.9%
	3～4人 世帯	60m ³	6,333	➡	7,029	➡	7,722	➡	8,395
					11.0%		9.9%		8.7%
2 事業 月 者	中口 排水者	500m ³	81,265	➡	90,299	➡	99,000	➡	107,637
					11.1%		9.6%		8.7%
	大口 排水者	1, 000m ³	183,345	➡	203,709	➡	223,300	➡	242,827
					11.1%		9.6%		8.7%

経費回収率	約75%	➡	約83%	➡	約91%	➡	100%
-------	------	---	------	---	------	---	------

(単位：円)

答 申 書 (案)

令和○年○月○日

寒川町下水道運営審議会

令和〇年〇〇月〇〇日

寒川町長 木 村 俊 雄 様

寒川町下水道運営審議会
会 長 中 川 登 志 男

寒川町公共下水道使用料の見直しについて（答申）

令和元年9月12日付け寒下第111号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

公共下水道は、将来にわたり都市の快適な生活環境の実現、公共用水域の水質保全など、私たちの生活に欠くことのできない重要な都市施設です。

公共下水道事業を取り巻く状況は、人口の減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新・投資の増大など公共下水道事業をめぐる経営環境は厳しさが増しつつあり、計画的な事業運営、経営の健全化が急務となっています。

公共下水道事業において、汚水処理に係る費用は受益者である使用者からの使用料により賄うことが原則とされておりますが、平成30年度における汚水処理費の公共下水道使用料による経費回収率は75.7%に留まり、不足分は一般会計からの繰入金で補っている現状です。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響による景気低迷が予想されることから、公共下水道事業を持続的に行えるよう、経費節減等の経営努力、接続促進の向上を推進しつつも、経営の健全化、安定化に向け、適正な受益者負担の観点からも、公共下水道使用料の改定はやむを得ないことと判断したものであります。

以上のことを踏まえ、当審議会では、持続的に適正な公共下水道運営を実施して行くために、寒川町公共下水道事業経営戦略、近隣自治体の状況等を鑑み、平均改定率〇.〇%となる改定を別表のとおり答申いたします。

算定期間は、令和3年から令和6年の経営計画を基とし、改定期間については、令和〇年〇〇月から適用することが適当と考えます。

今後の公共下水道使用料については、令和7年度に経費回収率100%を達成することを目標として改定に努められたい。

また、今後の使用料改定にあたっては、継続的に経営状況と財政状況を検証し、社会情勢、経済の動向などに配慮したうえ、使用者への負担緩和からも令和5年度に〇%、令和7年度に〇%の使用料改定を目指すことが適切である。

この際、使用者の加負担とならないよう、審議会を開催し十分な検討のうえ、使用料改定に努められたい。

なお、今回の諮問事項に対する答申は上記のとおりですが、委員会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととしましたので、今後における事業運営にあたり配慮してください。

付帯意見

(1) 公共下水道事業の経営について

公共下水道事業の経営にあたっては、支出の削減を常に意識し今後一層の経営努力に努めるとともに、独立採算の確立を目標とした公共下水道事業の経営に努められたい。

(2) 接続促進の向上について

公共下水道事業の投資効果をより高めるため、未接続者に対しホームページ、広報などでの周知、戸別訪問等による接続の推進を図り、未接続者の減少に努められたい。

(3) 今回の使用料改定について

公共下水道使用料改定については、町民の生活に大きな影響を与えることから、公共下水道使用料の仕組み、財政状況などを、積極的に広報などを活用し、町民の理解が得られるよう努められたい。

以上

(別表)

公共下水道使用料設定（案）

1 月当たりの使用料

区 分	基本額		加算額	
	排水量	使用料	排水量	使用料 (1 立方メー トルにつき)
一般汚水	8 立方メ ートル以 下の分	〇〇〇 円	8 立方メートルを超え 2 0 立方メートル以下の分	〇〇円
			2 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートル以下の分	〇〇〇円
			5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートル以下の分	〇〇〇円
			1 0 0 立方メートルを超え 2 0 0 立方メートル以下の分	〇〇〇円
			2 0 0 立方メートルを超え 3 0 0 立方メートル以下の分	〇〇〇円
			3 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートル以下の分	〇〇〇円
			5 0 0 立方メートルを超える分	〇〇〇円
公衆浴場 汚水	排水量 1 立方メートルにつき 〇円			